第５章　景観形成基本方針

（１）甲府市全体の景観形成基本方針の設定

１）方針設定の基本的な考え方

方針設定に当たっては、甲府市の景観特性や景観形成に向けた課題を踏まえながら、甲府らしい景観としての、盆地特有の眺望景観、豊かな自然景観、歴史景観、都市景観、観光景観及び地域の日常景観を守り、活かし、創っていくことにより、だれもが美しいと感じ、市民の誇りとなるような、ふるさと甲府の景観づくりを、市民、事業者、行政等が力をあわせて進めていくことが大切です。

▼基本的な考え方

こうふらしい　うつくしき　ふるさと　の景観づくり

２）景観形成基本方針の設定

方針設定の基本的な考え方を受け、甲府市全体の景観形成基本方針を次のように設定します。

- 基本方針１　盆地特有の眺望景観や豊かな自然景観を守り、後世に残す
- 基本方針２　甲府独特の歴史景観と都市景観を創り、共に活かす
- 基本方針３　来訪者をもてなす観光景観を守り、創る
- 基本方針４　誇れる地域固有の日常景観を守り、創る

3）基本方針に基づく景観づくりの方向性

設定した４つの基本方針に基づく甲府市全体の景観づくりの方向性は次のとおりです。

基本方針１：盆地特有の眺望景観や豊かな自然景観を守り、後世に残す

甲府市の大きな景観特性である盆地特有の眺望景観（仰瞰[2]）や、市街地の背後に広がる丘陵地からの眺望景観（仰瞰及び俯瞰）、豊かな緑と水に代表される自然景観を守り、後世に継承します。

①　眺望景観の保全

○　甲府盆地の背後に広がる山並みへの眺望景観の保全を図ります。【先進事例１参照】
○　田園集落や山村集落と一体となった甲府盆地からの眺望景観の保全を図ります。
○　笛吹川や荒川などの河川空間から見た眺望景観の保全を図ります。
○　幹線道路から見た眺望景観の保全を図ります。【先進事例２参照】
○　優れた眺望地点における視点場及び眺望の確保を図ります。【先進事例３参照】
○　盆地特有の地形に合わせた屋並みの連続性の確保に努めます。

②　豊かな自然景観の保全

○　秩父多摩甲斐国立公園の厳正な保全と活用を図ります。
○　御岳昇仙峡の厳正な保全と活用を図ります。
○　北側丘陵部の稜線や樹林地などの風致景観は、甲府市の景観の骨格を形成する重要な役割を果たしていることから、その植生や生態系などにも配慮した適切な保全を図ります。
○　丘陵部のすそ野等に広がる果樹園や集落等が一体となった文化的景観の保全を図ります。
○　笛吹川、荒川、濁川、相川などの河川空間及び周辺の一体的景観保全を図ります。
○　能泉湖（荒川ダム）や千代田湖周辺、芦川渓谷などの自然景観の保全を図ります。

▼開放的な眺望景観(シミュレーション)

【アルプス通り・下飯田】

▼山村集落と一体的な盆地の眺望

【上積翠寺町】

▼河川空間から見た眺望景観

【南アルプス等への眺望景観】

---

[2] 仰瞰：水平面から上部を仰ぎ見ること。

先進事例	盆地特有の眺望景観や豊かな自然景観を守り、後世に残すために

1　高さ制限によりお城の眺望を守る　～ 小田原市、佐賀市などの取り組み ～

眺望景観の保全を図る

- 小田原市などでは、お城に近接する地区で中高層マンションの建築が浮上。
- 小田原市は、天守閣の標高よりも高い建築物を規制。「高度地区」指定。
- 佐賀市は、本丸(平城)周辺を高さ 10m 以下の制限。「地区計画」指定。

▼天守閣の標高以上の建築物等を規制（小田原市）

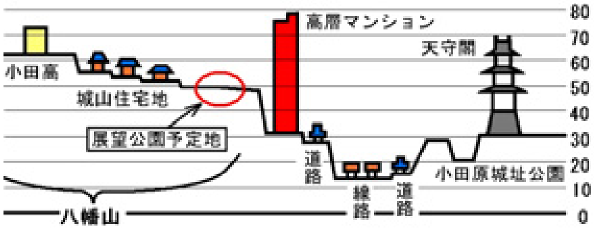

2　景観法に基づく「景観重要公共施設」の指定による眺望空間の整備　～ 東京都世田谷区の考え方 ～

幹線道路から見た眺望景観の保全を図る

- 東京都世田谷区では、「風景づくり計画」において、今後、景観行政団体に移行した時点で、眺望空間を有する場所、線状に広がり骨格的な風景を形成する場所、地域のシンボルとなる場所などの公共施設を、景観法に基づく「景観重要公共施設」に指定し、眺望する範囲に電線等の道路占有物が入らないようにすることなどを予定している。
- 道路：富士山への眺めを多くの人が楽しむことができる道路とし、富士見橋や富士見坂等の指定を予定。
- 河川：多摩川の河川区域を予定。

▼世田谷区における眺望イメージ

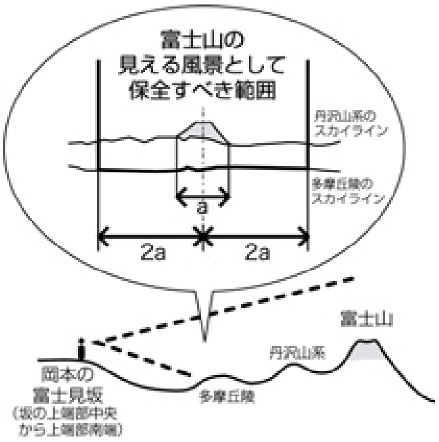

3　主要な視点場からの眺望を守る　～ 金沢市の取り組み ～

優れた眺望地点における視点場及び眺望の確保を図る

- 金沢市では、市内を流れる河川の橋上や兼六園展望台、金沢城公園など市内の 8 箇所の保全眺望点からの眺望を確保するために、自主条例に基づき建築物、工作物の形態・意匠などの基準「眺望景観保全基準」を定めている。
- さらに、一定の区域については、同条例に基づき、建築物等の高さ基準を定めている。

▼眺望景観保全区域

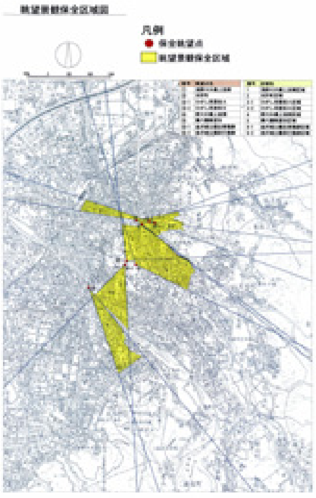

▼高さ指定区域

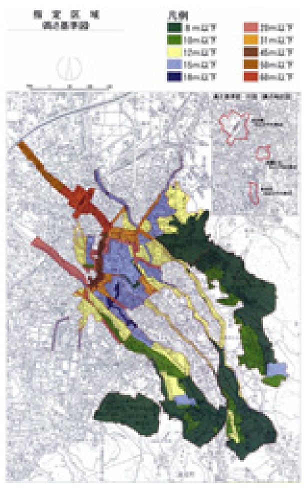

基本方針２：甲府独特の歴史景観と都市景観を創り、共に活かす

甲府市独特の甲府城跡（舞鶴城公園）や武田神社などの歴史景観と都市景観が共存・調和した、県都にふさわしいおもむきある景観づくりを図ります。

①　甲府城跡（舞鶴城公園）、史跡武田氏館跡をはじめとする歴史資源の保全・活用

○　県指定史跡の甲府城跡（舞鶴城公園）や国指定史跡の武田氏館跡などの歴史資源を活かした景観誘導を図ります。

○　歴史的なおもむきを体感できる参道空間の形成を誘導します。

○　歴史的な街道筋などに残る建築物や樹木、道祖神等、身近な歴史景観の保全に努めます。

②　県都にふさわしいおもむきある都市景観の創出

○　国・県・市などの官公庁施設や、山梨大学などの学校教育施設、国・県・市立病院などの大規模な公共公益施設が集積する県都にふさわしい都市景観の形成をめざすために、関係機関の協力のもと、先導的な都市景観の誘導を図ります。【先進事例１参照】

○　中心市街地は、事業者との連携により、建築物や工作物、屋外広告物の連続性やまとまりに配慮し、街路樹や歩行空間と調和した魅力ある都市景観の誘導を図ります。

○　今後整備する都市計画道路等は、道路構造物のデザインや街路樹の植栽、無電柱化などに配慮し、おもむきある街路景観の誘導を図ります。【先進事例１・２参照】

○　市街地内の河川空間は、市民や来訪者に配慮し、親水性や安全性を確保した、うるおいのある都市景観の誘導を図ります。

○　市民や事業者の協力により、道路や河川、公園などの公共空間の美化を図ります。

③　歴史景観と都市景観の調和

○　中高層の建築物や大規模な工作物、屋外広告物は、甲府城跡（舞鶴城公園）や武田氏館跡などの歴史資源や、市街地内などから遠望される緑の山並みとの調和を図ります。【先進事例３参照】

○　市街地開発事業や開発行為等が行われる地区は、周辺景観との調和に配慮した、先導的な魅力ある都市景観の誘導を図ります。

▼歴史景観を代表する甲府城跡

【甲府城跡】

▼歴史的な街道筋に残る建築物

【中道往還】

▼和の雰囲気のエントランス

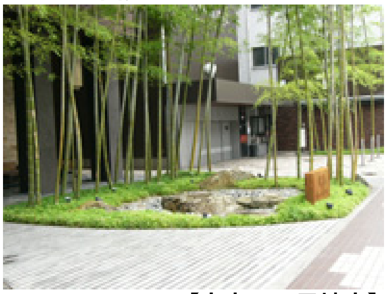

【中央１丁目地内】

先進事例	甲府独特の歴史景観と都市景観を創り、共に活かすために

1	京都市公共建築デザイン指針（平成 12 年）による都市景観の創出

官公庁施設等における先導的な都市景観の創出を図る

・京都市では、公共建築整備のあり方と方向性を明らかにし、その構想・計画・設計・施工・管理などの各段階における具体的な検討を行うための基本理念、ハードデザイン、マネージメントの考え方をまとめ、運用している。

▼公共建築デザイン指針

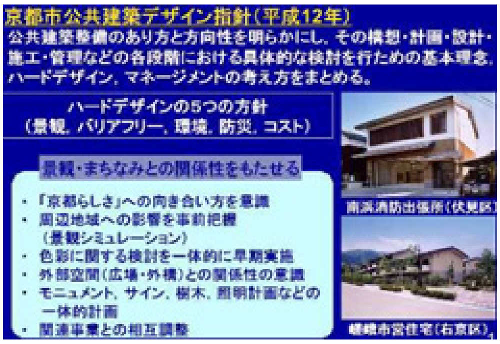

2	景観法に基づく「景観重要公共施設」の指定による景観整備 ～ 神奈川県真鶴町の取り組み ～

おもむきのある街路景観の形成を図る

・真鶴町では、豊かな『眺め』を形成する大事な要素である公共施設について、景観法に基づく景観重要公共施設として指定し、「真鶴町まちづくり条例」に基づく「美の原則」や「美の基準」を尊重し、景観に配慮した整備又は改良等を行うとしている。

①道路

・一般国道及び県道：国・県との協議・同意の上で景観重要公共施設に指定。

・町道：「美の原則」や「美の基準」を尊重し、整備又は改良を行う。

②港湾施設等

・港湾法の港湾施設（真鶴港）又は漁港漁場整備法の港湾施設（岩漁港）の整備又は改良に際しては、「美の原則」や「美の基準」を尊重して行う。

3	景観法に基づく「色彩の景観形成基準」による建築物の外壁の色彩の誘導 ～ 千葉県我孫子市の取り組み ～

歴史資源や緑の山並みとの調和を図る

・我孫子市では、平成 18 年 11 月から景観法に基づく景観計画を運用。

・この中で、市域全域及び特定地区（手賀沼沿い）について、建築物や屋外広告物の色彩の基準を、マンセル表色系 [3] により数値化して示し、誘導している。

▼建築物の外壁の色彩基準

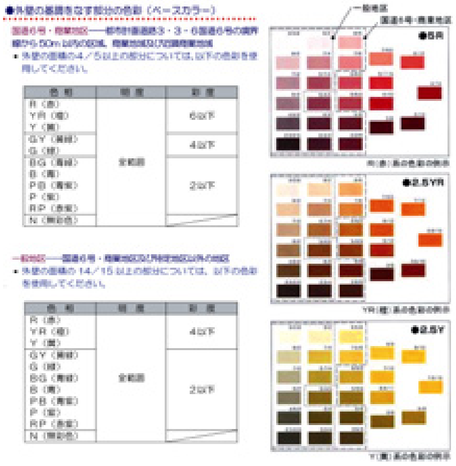

3　マンセル表色系：色彩を、「色相（色の種類）」、「明度（色の明るさ）」「彩度（色の鮮やかさ）」で数値化して表現したもの。

基本方針3：来訪者をもてなす観光景観を守り、創る

甲府市への来訪者を温かくもてなしの心を持って迎える観光景観を守り、創ります。

① 来訪者をもてなす魅力ある顔づくり

○ JR 甲府駅は、関係機関の協力と連携により、県都甲府の玄関口にふさわしい風格とうるおいのある駅舎・橋上通路・駅前広場等の一体的な景観誘導を図ります。

○ JR 甲府駅周辺地域全体は、建築物や屋外広告物のまとまりや連続性に配慮し、街路樹や遠景の山並み、歴史景観などとの調和を図ります。

○ 甲府南 IC 周辺地域は、案内看板や屋外広告物等の大きさやデザインに配慮し、甲府にふさわしい質の高い街路空間の誘導を図ります。

○ 史跡武田氏館跡等の観光施設は、もてなしの拠点としての顔づくりをめざします。

② 鉄道軸及び道路軸における良好な車窓景観の形成

○ JR 中央本線等の鉄道軸や高速道路等の道路軸は、屋外広告物や建築物、工作物などの形態・意匠に配慮した、良好な車窓景観の誘導を図ります。【先進事例 1 参照】

③ ぶどうをはじめとする果樹園と集落、山並みが調和した集落景観の保全

○ ぶどうの歴史が育んできた果樹園や棚田、農山村集落と山並みが織りなす文化的景観の保全・継承を図ります。【先進事例 2・3 参照】

④ 重要文化財、史跡、登録文化財、天然記念物をはじめとする歴史資源の保全・継承

○ 国指定重要文化財や史跡、登録文化財、県指定史跡や天然記念物などは、甲府市の貴重な歴史資源として保全し、後世に継承します。

○ 歴史資源の周辺空間は、歴史資源との一体的な保全・修景を図り、市民・来訪者が甲府市の歴史的風土を体感することができる場としての活用に努めます。

⑤ 来訪者を温かく迎える観光施設周辺の修景整備及び環境美化

○ 来訪者をもてなしながら観光施設へ誘導するために、わかりやすく美しい統一的な案内板やサイン整備をはじめ、主要な眺望地点における修景整備に努めます。

○ 市民や来訪者の協力のもと観光施設周辺や道路等の公共空間の環境美化を推進します。

▼街路樹によるもてなし景観

【武田通り】

▼果樹園と山並みが織りなす車窓

【JR 中央本線からの眺望景観】

▼集落や果樹園等による文化的景観

【横根町】

先進事例	来訪者をもてなす観光景観を守り、創るために

1　まちの印象を形づくる鉄道や道路の車窓からの景観を花と緑で修景 ～ 福岡県北九州市の取り組み ～

良好な車窓景観の形成を図る

・北九州市では、鉄道や道路の車窓景観を花と緑で修景し、自然や街並み等の素晴らしい眺望を確保するため、対象路線の指定や、基金を設けるなどし、市民や民間企業を支援しながら、車窓景観を育成。
・対象路線は、市街地内の JR 新幹線や JR 鹿児島本線等の在来線、九州縦貫自動車等、都市高速道路、国道 10・199 号等。

▼北九州市による車窓景観の育成

2　景観法に基づく「水郷風景計画」による文化的景観の保全・育成 ～ 滋賀県近江八幡市の取り組み ～

文化的景観の保全・継承を図る

・近江八幡市は、景観法に基づく景観計画の第 1 号となる「水郷風景計画（約 1,600ha）」を運用。
・琵琶湖の内湖やその沿岸に広がるヨシ原を含む集落、里山などによる文化的景観を保全、再生するために、和風建築を原則とする厳格な風景形成基準を定めている。

▼近江八幡市の風景形成基準

3　文化財保護法に基づく「重要文化的景観」の指定による文化的景観の保全 ～ 滋賀県近江八幡市の取り組み ～

文化的景観の保全・継承を図る

・近江八幡市は、水郷風景計画区域のうち約 190ha の区域について、内湖とヨシ原などの自然環境や集落を保全し、後世に継承するために、文化財保護法に基づく「重要文化的景観（約 190ha）[4]」の選定を受けた。

▼近江八幡市の重要文化的景観

[4] 文化的景観：文化財保護法第 2 条第 1 項第 5 号により、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものを指定。

基本方針4：誇れる地域固有の日常景観を守り、創る

地域の人々が、地域固有の日常的な景観（風景）に誇りと愛着を持てるような、地域の個性を活かした景観づくりを図ります。

① 地域の個性を活かした景観づくり

○ 身近にある一里塚や道祖神、埋蔵文化財包蔵地などの歴史的な資源の保全を図ります。

○ 地域のシンボルとなっている建築物や工作物等の保全・修景を図ります。【先進事例 1 参照】

○ 社寺境内の杜、住宅地の庭園などの樹林地や地域のシンボルとなっている樹木の保全を図ります。【先進事例 2 参照】

○ 市民主体の道路や公園などの緑化や花による町並みづくりや、道路、河川及び公園などの公共空間における環境美化活動への参加促進を図ります。

○ 低層住宅地や農山村集落は、生垣や庭木などによる緑とうるおいのある住宅地景観づくりをめざします。【先進事例 3 参照】

○ 幹線道路沿道などに形成された地域の商業地は、敷地の緑化や、建築物及び屋外広告物の形態や意匠に配慮し、地域の個性を引き立たせる景観づくりをめざします。

○ 大規模な工業団地や流通業務地などは、事業者の協力のもと、周辺環境と調和した洗練された工業地景観の誘導を図ります。

② 質の高い身近な公共施設景観の形成

○ 小中学校や公民館、保健・福祉施設等の身近な公共施設は、地域の核として、建築物の形態や意匠、緑化の推進や公開空地の確保など、先導的な都市景観の誘導を図ります。

③ 主要な幹線道路などにおける計画的な街路景観の形成

○ 市道のうち幹線道路や身近な生活道路における街路樹の植栽や無電柱化を図ります。

○ 主要な道路軸を形成する国・県道は、国・県との協議のもと、道路構造物のデザインや街路樹の植栽、無電柱化の誘導を図ります。

○ 主要な道路軸及び鉄道軸沿道の大規模建築物等及び屋外広告物の形態意匠に配慮した良好な沿道景観の誘導を図ります。

④ 市民や事業者等による景観まちづくりの推進

○ 市民や事業者等の景観まちづくりに対する意識の高揚を図ります。

○ 先導的な地区をはじめ、市民や事業者等の景観まちづくりの意識を醸成しながら、地域に根ざした景観まちづくりを進めます。

▼うるおいのある住宅地景観

【大手】

▼工業地にうるおいを与える街路樹

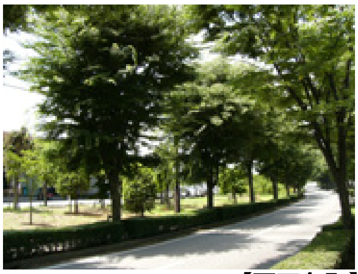

【西下条町】

▼公開空地を有する低層の小学校

【山梨学院大学附属小学校】

先進事例	誇れる地域固有の日常景観を守り、創るために

1	景観法に基づく「景観重要建造物の指定」による建築物等の保全・継承 ～ 岐阜県各務原市の取り組み ～

地域のシンボルとなっている建築物や工作物等の保全・修景を図る

・各務原市では、個性あるまちづくりの核となる、優れた外観の建造物を保全するために、歴史的な建築物等を景観法に基づく景観重要建造物として指定。
・指定された建造物等は、改修や修繕費用などを市が助成。

▼景観重要建造物指定物件

2	景観法に基づく「景観重要樹木の指定」による樹木の保全・継承 ～ 島根県松江市の取り組み ～

樹林地や地域のシンボルとなっている樹木の保全を図る

・松江市では、城下町松江の風情を印象づけているタブノキを、松江市民共通の財産として、景観法に基づく景観重要樹木として指定。（平成 19 年 4 月 1 日）
・今後、順次指定していく方針。

▼景観重要樹木指定物件

3	景観法に基づく「景観計画」による緑の保全と緑化の推進 ～ 神奈川県逗子市の取り組み ～

緑とうるおいのある住宅地景観づくりをめざす

・逗子市では、緑が、逗子の景観を形成する重要な要素であるとし、景観計画の景観形成基準において、緑の保全と緑化に関する方針及びガイドラインを規定。
・緑化方針では、戸建住宅地、集合住宅地、公共施設、商業・業務施設の区分で、それぞれ生垣・中高木の配置、敷地内の緑の配置などの方針や推奨例を位置づけ。
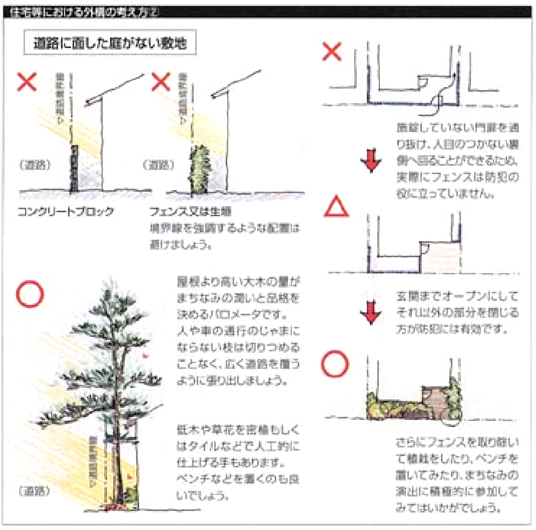
▼緑の保全と緑化のガイドライン